

「明日を生きるための若者気候訴訟」二酸化炭素排出削減請求事件

原告 外15名

被告 株式会社 JERA 外9名

証 拠 説 明 書 (甲 A)

2024 (令和6) 年8月6日

名古屋地方裁判所 民事 部

御中

原告ら訴訟代理人弁護士

原 田 彰

浅 岡

小 島 寛

甲 A 号証	標 目	原本・ 写しの 別	作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨	備 考
1	気候変動に関する国際連合枠組 条約	写し	H4.6.21	国際連合 (環境省 訳)	「気候変動に関する国際連合枠組み 条約」は平成4（1992）年に採 択され、平成6（1994）年3月 21日に発効したこと及び当該条約 の内容。 また、同条約には195か国と1つ の地域組織が加盟しており、日本は 当該条約の附属書I国となっている こと、同条約3条で日本を含む先進 国が気候問題の取組みを先行すべき との原則が定められていること、同 条約7条に基づき締約国会議（COP）が毎年開催されていること 等	
2	パリ協定	写し	2015.12.12	国際連合 (外務省 訳)	「パリ協定」は平成27（2015）年にCOP21で採択され、平成28（2016年）に発効した こと及び当該協定の内容。 また、日本は当該協定を2016年 に批准したこと、当該協定が地球温 暖化を止め、気候を安定化させるこ とを目的としていること、世界全体 の平均気温の上昇を工業化以前より も2℃高い水準を十分に下回り、 1. 5℃高い水準に制限することが 目標とされていること、締約国が各 「国が決定する貢献」（NDC）を 提出し保持する旨や、令和2（2020）年 から5年ごとに各国の削減 目標を引き上げる旨が定められている こと 等	

3	グラスゴー気候合意	写し	2021.11	国際連合 (環境省 暫定訳)	COPで締結されたグラスゴー気候合意において、1.5℃の温度上昇に止めるための残余のカーボンバジェットが急速に減少していることに警戒と懸念が示されていること、世界全体のCO2排出量を2010年度比で2030年までに45%削減し、2050年までに実質ゼロにする旨や、決定的に重要なこの10年の取組みを加速させる旨、石炭火力を段階的に廃止する旨が合意されたこと 等
4	ビジネスと人権に関する国連指導原則	写し	2011.3.21	国際連合 広報センター	「ビジネスと人権に関する国連指導原則」は、全ての企業に適用されること、及び、同原則においては、人権を尊重する企業の責任、企業への要求事項や取引関係による人権への負の影響の防止軽減努力義務、企業が人権デュー・ディリジェンスを実施すべきこと、その結果に基づき適切な措置をとるべきこと、人権への悪影響を惹起・助長したことを確認した場合に救済を提供し又はそれに協力すること等が定められていること並びにこれらの内容 等
5	責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針 (日本語仮訳、 2023年) 【抜粋・本文3 3頁まで】	写し	2023.2.27	外務省	日本を含む先進36か国の共同体であるOECDが定め、令和5(2023)年に改訂された「責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針」では、事業活動により影響を受ける人々の人権を企業が尊重すること及び企業が測定可能な目的やベストプラクティスを踏まえた目標、戦略を策定・実行すること等が定められていること並びにこれらの内容 等

6	国連グローバル・コンパクト4分野10原則の解説 【抜粋・目次及び25～30頁まで】	写し	(作成時期不明)	グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン	国連が発足させた企業と人権に関する取組みである「グローバル・コンパクト」の10原則において、世界人権宣言や環境と開発に関するリオ宣言等に基づき、環境分野における予防的取組みの支持及び率先した大きな環境上の責任の引受け等が定められていること並びにこれらの内容等	
7	加入企業・団体一覧(抄)	写し	2024.7.11	グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン	被告JERA、被告Jパワー、被告東北電力が、グローバル・コンパクトに加入していること。	「電気・ガス・熱供給・水道業」のみ抜粋
8	オランダ最高裁判所2019年12月20日判決	写し	2019.12.20	オランダ最高裁判所 (マーカ一部分につき原告代理人)	NGOであるアジェンダ財団らがオランダ政府に対し、温室効果ガス排出量の削減等を求めたいいわゆる「アジェンダ事件」において、オランダ最高裁判所は、令和元(2019)年12月20日の判決で、オランダ政府に対し「自国の分担分」として平成2(1990)年比で少なくとも25%の温室効果ガスの削減を命じたこと 等	和訳版

9の1	ハーグ地方裁判所 2021 年 5 月 26 日判決（抄）	写し	2021.5.26	ハーグ地方裁判所	NGOであるMilieudefensieらがロイヤルダッチシェルに対し、CO2の排出量の削減等を求めたいわゆる「シェル事件」において、ハーグ地方裁判所は、令和3（2021）年5月26日の判決で、オランダ民法が定める不文律の配慮義務の内容としてパリ協定やビジネスと人権指導原則を参照しながら解釈して企業の人権尊重義務を確認した上で、ロイヤルダッチに対し、シェルグループの事業運営及びエネルギー運搬製品の販売による大気中へのすべてのCO2排出量を令和3（2019）年比で2030年末までに少なくとも実質45%削減するよう命じたこと 等	和訳添付
9の2	同翻訳	写し	2024.8	原告ら訴訟代理人ら	（同上）	
10	意見書（内閣官房「クリーンエネルギー戦略」に関する有識者懇談会 第1回資料5）	写し	2022.1.18	大塚直	地球温暖化による危険な気候変動の影響は深刻であることや、それが人間活動によりもたらされたものであることは「疑う余地がない」とされ、そのことは国際的なコンセンサスとなっていることから、地球温暖化については、科学的確実性の欠如を前提とした予防原則ではなく、未然防止原則に沿った対応が必要であること 等	
11	第6次環境基本計画【抜粋・本文9頁まで】	写し	2024.5.21	国	環境基本法15条に基づき作成された第6次環境基本計画において、気候変動が進行し人類が深刻な環境危機に直面しているとの強い危機感が示され、2030年ころまでの10年間に行う選択や実施する対策が数千年先まで影響をもつ可能性が高く、2030年までが「勝負の10年」とされていること 等	

12 の1	パリ協定の採択 における決定 (Decision 1/CP.21)	写し	2016.1.29	気候変動 枠組み条 約締約国 会議	パリ協定の採択時の決定として、民間 部門を含む利害関係者に対して、CO 2の排出量を削減し、気候変動の悪影 響に対する脆弱性を低減する行動や取 組みを実証することが求められている こと 等。	
12 の2	同翻訳	写し	2024.7.25	原告ら訴 訟代理人 ら	同上	
13 の1	COP28にお ける第1回グロ ーバルストック テイクの結果 (Decision - /CMA.5) 【抜粋】	写し	2024.3.15	気候変動 枠組み条 約締約国 会議	2023年12月、直近の締約国会議 (COP28)が開催され、温室効果 ガスを2019年比で2030年まで に43%、2035年までに60%削 減することの必要性が確認され、20 30年までに再エネ設備容量を3倍に し、エネルギー効率を2倍にすること 等が決定されたこと 等。	
13 の2	同翻訳	写し	2024.7.25	原告ら訴 訟代理人 ら	同上	